

養護教諭及び栄養教諭に求められる役割（職務の範囲）の 明確化に向けて

I 基本的な考え方

議論の取りまとめでも述べたように、平成 31 年 1 月の中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」においては、「これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方について」が整理されている。

これは、従来、学校や教師が担ってきた代表的な業務について、個々の業務ごとに役割分担・適正化についての考え方及びそれを実施するための方策をまとめたものであるが、養護教諭や栄養教諭も、学校を構成する教師集団の一員として、それらの業務を実施する主体であり、平成 31 年答申で述べられている考え方については、他の教諭等と同様に当てはまるものである。

それに加えて、養護教諭及び栄養教諭は、他の教諭等とは異なる専門性を有しており、その専門性を生かした職務も担っている（次頁参照）が、これらは、いずれも他の教諭等の職務の範囲に位置付けられるものではなく、基本的には、養護教諭及び栄養教諭の職務の範囲に位置付けられることが考えられる。

一方で、このことは、これらの職務に含まれる個々の業務について、養護教諭や栄養教諭が単独で実施することを求めるものではなく、特に議論の取りまとめにもあるように、養護教諭や栄養教諭の業務負担の増加が懸念されている中においては、具体の業務の実施に当たって、他の教職員との役割分担や連携、外部人材の活用や ICT の活用等を推進し、業務の効率化や最適化、更には得られる効果・成果の最大化を図ることが重要である。

このため、以下において、養護教諭及び栄養教諭に担うことが求められる職務に関し、具体の業務に着目した上で、他の教職員との役割分担をはじめとした業務の適正化についての考え方や留意事項等について整理することとする。

これらを踏まえた上で、国（文部科学省）において、今後早期に、養護教諭及び栄養教諭の標準職務を明確化するとともに、各教育委員会等においても、当該域内における養護教諭及び栄養教諭の職務内容を定め、併せて、その遂行のために求められる資質能力の明確化やそのための環境の整備や研修の充実を図ることを期待したい。

(参考) 養護教諭及び栄養教諭の専門性を生かした職務について

養護教諭	栄養教諭
<ul style="list-style-type: none"> ◇保健管理 <ul style="list-style-type: none"> ・救急処置、健康診断、健康観察、疾病の管理・予防、学校環境衛生管理 ◇保健教育 <ul style="list-style-type: none"> ・各教科等における指導への参画 ◇健康相談及び保健指導(※) <ul style="list-style-type: none"> ・心身の健康課題に関する児童生徒等への健康相談 ・健康相談等を踏まえた保健指導 ◇保健室経営 ◇保健組織活動 	<ul style="list-style-type: none"> ◇食に関する指導 <ul style="list-style-type: none"> ・給食の時間における食に関する指導(教室での指導のほか、他の教師への資料提供、喫食状況の確認) ・各教科等における指導への参画 ・食に関する健康課題のある児童生徒等への個別的な相談・指導 ◇学校給食の管理 <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食実施基準に基づく栄養管理(献立作成) ・学校給食衛生管理基準に基づく衛生管理(管理、分析、確認、指導・助言)

※ 養護教諭の職務は、平成20年1月の中央教育審議会答申「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体として取組を進めるための方策について」において、保健管理、保健教育、健康相談活動、保健室経営、保健組織活動等と整理されたところであるが、学校保健安全法第8条に規定する健康相談と同法第9条に規定する保健指導については、明確に切り分けられるものではなく、相互に関連して行われるものであることから、本報告書においては、「健康相談及び保健指導」として整理している。

II 養護教諭

(1) 養護教諭に担うことが求められる職務について

養護教諭に担うことが求められる職務に関し、その具体的な業務の実施に当たって留意すべき事項としては概ね以下のとおり整理される¹。

また、これらの職務については、養護教諭が校内の中心的な役割を果たすべきものと、他の教職員との役割分担の中で適切な役割を果たすべきものとに分類され、基本的な方向性としては、前者としては下記のうち①、②、④、⑦、⑧、⑨及び⑩が、後者としては下記のうち③、⑤及び⑥が該当するものと考えられるが、具体には、地域の実情等に応じて各教育委員会や学校ごとに定められるべきものとなる。

¹ 養護教諭に担うことが求められる職務については、本資料のほか、「学校保健の課題とその対応」(公益財団法人日本学校保健会)や「教職員のための子供の健康相談及び保健指導の手引」(公益財団法人日本学校保健会)等を参照のこと。

① 救急処置（緊急事態への対応）

- 児童生徒等の突発的な発病やけがなど、学校の管理下において生じた全ての傷病について、医療機関で処置が行われるまでの応急的なものとして救急処置を行うことが必要となる。
- 当該場面及び児童生徒等に学級担任等が接する場合もあると考えられ、その場合には、学級担任等が救急処置を行うこととなる。その場合であっても、基本的には、養護教諭が学級担任等から引き継ぎ、その専門性を生かして、症状等の見極めや医療機関への受診の要否の判断といった対応を行うほか、併せて、保健指導など適切な事後措置を行うことが求められる。
- ただし、救急処置が求められる場合には、緊急事態への対応として、当該児童生徒等に対する救急処置それ自体のほか、保護者等への連絡や救急車の要請、医療機関への付き添い、他の児童生徒等への対応といった業務が同時に生じていることが多いことから、校長等の管理職の管理・監督のもと、様々なケースを想定した、他の教職員との役割分担について事前に確認し、校内における組織的な救急体制を整備しておくことが必要である。
- また、それらの校内体制を効果的に機能させていくためには、救急処置をはじめとした緊急事態への対応に係る校内研修を継続的に実施していくことが重要であり、養護教諭は、その専門性を生かし、校内研修の企画・実施を積極的に主導していくことが求められる。
- 本業務については、対応を誤れば、児童生徒等の身体・生命に深刻な影響を及ぼしかねないものであり、状況に応じた機動的な対応が求められることを学校全体として認識しておくことが不可欠である。

② 健康診断

- 学校においては、法令に基づいて、毎学年6月末までに、児童生徒等の健康診断を実施しなければならないとされている。
- これは、児童生徒等が学校生活を送るに当たり、その健康状態を把握し、必要に応じて、健康相談や保健指導等を行うとともに、適切な医療につなぐという疾病をスクリーニングする役割と、学校における健康課題を明らかにして健康教育に役立てる役割と大きく二つの機能を有するものであり、学校の責任において、確実に実施する必要がある。
- 健康診断自体は、学校医や学校歯科医が主体となって実施し、その実施に当たっては、校長等の管理職の管理・監督のもと、養護教諭や保健主事、学級担任等が連携して業務に当たることとなるが、特に養護教諭にあって

は、学校医・学校歯科医等との調整を含め、事前準備から事後措置に至るまで、中心的な役割を担うことが求められる。

- 一方で、これらの業務の全てを養護教諭が担う必要はなく、各学級における児童生徒等への事前指導や検査時における検査結果の記録等については、学級担任等との役割分担が考えられるほか、検査結果の校務支援システム等への入力等については、スクール・サポート・スタッフ等の活用も考えられる。また、将来的には、これらの検査結果の記録や校務支援システム等への入力については、IoT 機器等の導入により、事務負担を軽減していくことも期待される。
- なお、各学校への導入に当たっては、慎重な検討が必要となるものの、諸条件が整い、健康診断の実施目的が達成され、かつ、事務負担の軽減も見込まれるのであれば、各地域や学校の実情に応じ、複数校による共同実施や学校以外の場所での実施など、健康診断の実施方法を見直すことも考えられる。

③ 健康観察

- 学校保健安全法第9条にもあるように、児童生徒等が充実した学校生活を送る上で、日常的な観察による児童生徒等の心身の状況の把握の重要性は言うまでもなく、児童生徒等の心身の健康課題の早期発見・早期対応を図る上で重要な役割を果たしている。
- 学校における健康観察は、教育活動全体を通じて、全ての教職員により行われるべきものである。その中でも、養護教諭は、その職務の特質により、児童生徒等の心身の健康状態の異変やその兆候等に気付きやすい一方で、養護教諭が、校内の全ての児童生徒等の健康観察を行うことは現実的ではなく、日常的に児童生徒等と接している学級担任等が児童生徒等の健康観察を適切に行うことが必要となる。
- このため、養護教諭の業務としては、校長等の管理職の管理・監督のもと、日常的なあるいは災害や事件・事故等の発生時等を想定した健康観察を行う際のポイントや留意事項、結果の共有方法等について、学級担任等に指導・助言するとともに、健康観察の結果を校長等の管理職に報告の上、必要な対応を講ずること等が考えられる。
- また、養護教諭は、保健室への来室の際など、学級担任等とは異なる視点から児童生徒等の心身の健康状態の異変やその兆候等に気付くことができる機会があることから、日常的な健康観察を補完する観点から必要な対応を行うことも重要である。

- その上で、児童生徒等の健康状態を把握する上で重要ではあるものの、家庭から報告を求める場合には、その内容が過剰なものとならないよう、児童生徒等が学校生活を送る上で必要な範囲に留めるとともに、その方法についても、ICT等を活用して、実効性の確保と事務負担の軽減を図ることが不可欠である。

④ 疾病の管理・予防

- 養護教諭には、現在の新型コロナウイルス感染症をはじめとして、学校において感染拡大のおそれがある感染症について、その拡大を防止するために、全ての児童生徒等を対象とした対策を講じる必要があるほか、疾病に罹患している児童生徒等を対象とした個別の配慮・対応を行うことが求められる。
- 全ての児童生徒等を対象とした対策については、③の健康観察の結果等を踏まえた上で、校長等の管理職の管理・監督のもと、学校医や教育委員会、地域の保健衛生部局や保健所等と連携しながら、必要な対応を学級担任等に助言するとともに、必要な場合においては、応急的な処置を講じた上で、保護者や医療機関につなぐこと等が考えられる。
- 特定の児童生徒等を対象とした個別の配慮・対応については、保護者から提出のあった学校生活管理指導票等を基に、校長等の管理職や学級担任等とともに必要な配慮・対応について検討し、その内容について全ての教職員の共通理解を図りつつ、その内容に応じて、学級担任等と役割分担を行いながら取組を進めることが考えられる。それと併せて、児童生徒等本人に対しても、自己の疾病や生活管理の必要性等を理解できるよう指導することが重要となる。

⑤ 学校環境衛生管理

- 学校の換気、採光、照明、保温、清潔保持等の基準については、文部科学省により学校環境衛生基準が定められており、学校において、当該基準に照らして適切な環境の維持に努めなければならないとされている。
- 具体的には、学校において、当該基準に定める検査項目について、定期検査、日常点検、臨時検査、事後措置等を実施することとなる。

【定期検査及び臨時検査】

- ・ これらの検査は、主として学校薬剤師が主体となって実施することとなるが、具体的な実施方法としては、外部の検査機関に依頼するほか、学校薬剤師の指導のもとで教職員が実施することも考えられる。

- ・ 具体的な実施方法の検討を含めて、学校薬剤師や外部の検査機関との調整については、校長等の管理職の管理・監督のもと、養護教諭又は保健主事が担うことが通常であるが、養護教諭が担う場合であっても、検査機関との契約に係る事務等については、必ずしも養護教諭が担う必要はなく、事務職員等が担うべきである。
- ・ また、学校薬剤師の指導のもとで教職員が検査を実施する場合においても、養護教諭のみが実施するのではなく、保健主事等と役割分担の上、実施することが適切である。

【日常点検】

- ・ 学校の環境衛生を維持するためには、他の教職員を含め、学校の全ての構成員がその重要性を認識する必要がある、その観点からも、日常点検についても、上記の【定期検査及び臨時検査】と同様、養護教諭が全ての業務を実施するのではなく、保健主事を含め、他の教職員との役割分担を明確にした上で、学校全体として学校の環境衛生を維持していくことが必要である。
- ・ その際には、養護教諭が、学校薬剤師の指導のもと、他の教職員が実施する点検について助言を行うとともに、その結果を集約する役割を担うことも考えられる。
- ・ また、二酸化炭素濃度測定器(CO₂モニター)をはじめ、検査・点検機器を効果的に使用し、日常点検に係る事務の効率化を図ることも重要である。

【事後措置】

- ・ 校長は、上記の【定期検査及び臨時検査】や【日常点検】の結果を踏まえて、学校環境衛生基準に照らして適正を欠く事項について、その改善のために必要な措置を講ずることとされており、養護教諭や保健主事が、校長等の管理職のもとで具体的な業務について中心的な役割を担うことが求められる。
- ・ その上で、教室等の環境衛生の維持のための措置については、その実効性の観点からも、授業等を担当する他の教諭等が実施することとした方が適切であり、養護教諭は、他の教諭等が講ずべき措置に関する助言やより高い専門性が求められる措置等を担当することとするとも考えられる。

⑥ 各教科等における指導への参画

- 養護教諭は、他の教諭等とは異なるバックグラウンドのもと、その職務

の遂行を通じて、他の教諭等とは異なる専門性を備えており、その専門性を各教科等における指導に活用することは、児童生徒等への教育効果等の観点からも有効であることが考えられる。

- 具体的な業務としては、他の教諭等とのチーム・ティーチングで各教科等における指導に参加ないしは協力することのほか、他の教諭等が授業等で使用できる教材を作成すること等が想定される。
- 実施に当たっては、その位置付けやねらい、目的等について、授業等を担当する他の教諭等が作成する指導計画において明確にしておくことが必要である。その意味で、当該職務は、他の教諭等が主体となって担う職務の教育効果等を向上させるための補充的なものとなるが、養護「教諭」としての役割を体現するものでもあるため、養護教諭としても、その専門性を生かして、積極的に指導に参画していくことが求められる。
- また、これに加えて、養護教諭は、法令に基づいて、当分の間、保健の教科の領域に係る事項の教授を担当する教諭又は講師となることができるとされているが、これはあくまでも教諭・講師としての兼職発令に基づくものであることに留意が必要である。
- このため、各学校において、養護教諭に当該職務を担わせるか否かについては、校内における業務分担体制を俯瞰した上で、校長等の管理職が責任を持って判断することが必要である。

⑦ 心身の健康課題に関する児童生徒等への健康相談

- 上記①から③までに掲げたような職務を契機として、児童生徒等の心身の健康課題を把握し、当該児童生徒等や保護者等からの健康相談に対応することは、児童生徒等の心身の健康状態の保持増進を図り、以て児童生徒等の健やかな成長を期する上で極めて重要である。
- 日常的に児童生徒等と接する学級担任等が当該児童生徒等からの健康相談に対応することが適切な場合も多い一方で、養護教諭は、心身の健康課題の有無にかかわらず、学校生活に何らかの不安を抱く児童生徒等に対して、学級担任等とは異なる視点から相談に乗ることで、健康課題や不安の解決に向けた糸口の発見につなげることができるという強みを有している。
- 児童生徒等にとっては、健康相談を行うことにより、身体的な症状に起因するものも含めて、心理的ストレスの軽減が図られると考えられることから、健康課題の状態や心理的な状況等に応じて、校内に相談する相手が複数いることが重要であり、校長等の管理職の管理・監督のもと、学校医

や学校歯科医、学校薬剤師、スクールカウンセラー等も含め、それぞれの専門性を生かして、児童生徒等からの健康相談に対応するための体制を構築することが重要²となる。

- その意味で、養護教諭は、児童生徒等からの健康相談に対応する主体の一人という位置付けとなるが、一方で、養護教諭は「専門職」として、学校医や学校歯科医、スクールカウンセラー等の専門職とその他の教諭等をつなぐことができる専門性を有しており、児童生徒等からの健康相談に対応するための体制において、中心的な役割を担うことが期待される。
- その上で、健康相談により得られた情報については、児童生徒等のプライバシーや心情等にも配慮した上で、学校生活上、考慮すべき事項については、関係する教職員の間で共有するとともに、養護教諭においては、学級担任等に対して適切な助言を行うことが求められる。
- 養護教諭による健康相談の実施方法としては、様々な方法が考えられ、従前と同様、保健室等において対面で実施することも引き続き効果的である一方で、必ずしもそれにとらわれることなく、場合によっては、ICTを活用して、オンラインやSNSの活用等により実施する方が、児童生徒等にとって相談しやすいこともある。このため、児童生徒等の立場に立った上で、上述の相談に対応する主体も含めて、様々なチャンネルにより相談できる体制を整えることが重要である。
- また、児童生徒等の心身の健康課題が家庭生活に起因する場合も想定され、そういった場合にも、適切な対応をとることができるよう、校長等の管理職の管理・監督のもとで、学級担任等や養護教諭、更には、学校医や学校歯科医、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を含めた校内体制を構築することが必要である。
- なお、養護教諭が、保護者等から自身の健康相談を受けているケースがあるといった指摘もあるが、保護者自身の健康に関する相談等は養護教諭の職務には含まれないことから、校長等の管理職が毅然と対応するべきである。
- 関連して、教職員が50人以上の学校においては、衛生管理者を置かなければならないとされており、養護教諭が充てられていることが多いものの、教職員の労働安全衛生については、一義的には養護教諭の職務ではなく、また、衛生管理者については、衛生管理者免許取得者、「保健体育」の

² 児童生徒等からの相談は、必ずしも原因が特定される場合に限られないことから、下記Ⅲ③の「食に関する健康課題のある児童生徒等への個別的な相談・指導」も含めて、原因に依らず、児童生徒等からの相談に対応するための体制を構築することが必要となる。

中学・高校教諭、養護教諭等から選任することとされていることから、校長等の管理職が、校内の教職員の業務分担体制等を勘案して選任することが必要である。

⑧ 健康相談等を踏まえた保健指導

- 保健指導は、児童生徒等が自身の健康課題に気づき、理解と関心を深め、自ら積極的に解決していこうとする自主的、実践的な態度を育成するために行われるものである。健康相談や日常的な健康観察等により把握した児童生徒等の心身の健康課題について、更には校内で発生した救急処置事案や災害、事件・事故等の発生時において、その性質や内容に応じ、適切な対応をとることが必要であり、養護教諭が、学校医や学校歯科医、学校薬剤師等とも連携しながら、校長等の管理職のもとで具体的な業務について中心的な役割を担うことが求められる。
- 具体的には、児童生徒等が抱えている健康課題について、個々に即した目標を設定し、症状や原因、予防方法や対処方法、医療機関への受診、生活習慣の改善、学校生活を送る上での留意事項等について指導することが必要となる。
- そのほか、保健指導の実施に当たっては、全ての教職員の間で、目的や目標等について共通理解を図り、役割分担をしながら進めていくことが必要であり、養護教諭には、その専門性を生かして、他の教諭等に助言することが求められる。
- また、健康課題等のある児童生徒等の保護者に対して必要に応じて助言等を行うことのほか、保健だよりやその他の掲示物等を活用して、広く児童生徒等や保護者等に対する健康に関する普及・啓発を行うことも重要な役割となる。

⑨ 保健室経営

- 法令に基づいて、学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置等を行うため、保健室を設けることとされており、通常、養護教諭の主たる勤務場所となっている。
- 上記①から⑧までに掲げたような職務を円滑に実施するため、養護教諭が責任を持って、設備・備品の管理や環境衛生の維持をはじめとして、保健室としての機能を果たすために必要な環境を整える必要がある（保健室の備品等について（令和3年2月3日付け文部科学省通知）参照）。
- 保健室経営計画は、当該学校の教育目標や学校保健目標等を受けて、そ

の具現化を図るために、保健室の経営において達成されるべき目標を立て、計画的・組織的に運営するために作成される計画であり、職員会議や下記⑩に述べる学校保健委員会等の場を活用し、全ての教職員との間で共通理解を図ることが重要である。

- なお、保健室経営計画は、その趣旨・目的に鑑みれば、学校経営計画や学校保健計画と一体的に策定することも考えられることから、各地域や学校の実情に応じて、それらの計画と保健室経営計画を併せて策定するなど、事務の効率化を進めることも考えられる。
- また、保健室は、全ての児童生徒等にとって来室しやすい場所であることが望ましく、いわゆる保健室登校のように、様々な事情により教室に登校することが難しい児童生徒等を受け入れる場所としても有効に機能することが求められる。
- 一方で、養護教諭は、学級担任等とは異なる視点から児童生徒等に接することができることから、児童生徒等に安心感や、学校に登校する意欲やきっかけを与えることができるものの、教科等の指導の観点においては、必ずしも専門的な知見を有していないことから、児童生徒等を保健室で受け入れる場合においても、当該児童生徒等に対する教科等の指導について養護教諭のみが対応することは必ずしも適切ではなく、当該児童生徒等の状況も踏まえた上で、校長等の管理職の管理・監督のもと、学級担任等との役割分担を行うことが不可欠である。

⑩ 保健組織活動

- 養護教諭は、他の教諭等とは異なる専門性を有しており、その専門性に基づいて、学校保健活動の推進に中心的な役割を果たすことが求められている。一方で、そのことは、学校保健活動を養護教諭が単独で担うことを意味するものではなく、むしろ、保健主事や日常的に児童生徒等と接する学級担任等に具体的な対応を委ねるべきものの方が多いとも考えられる。
- 養護教諭に求められるのは、校長等の管理職の管理・監督のもとで、当該学校における学校保健活動の全体像を描き、各々の教職員が果たすべき役割を明確化するとともに、その具体的な実施に係る助言に当たることに力点を置くことが適切である。
- その一環として、学校保健活動を、個々の教職員としてではなく、組織的に推進するため、保健主事等とともに、各学校で組織されている学校保健委員会や保健部等における検討を主導し、学校保健計画の策定に中心的な役割を果たすことが必要である。

(2) 保健主事との関係について

- このほか、各学校に置かれる職のうち、養護教諭が実施する職務との関係で留意すべきものとして、保健主事が挙げられる。
- 保健主事は、法令上、校長の監督を受け、学校における保健に関する事項の管理に当たることとされ、指導教諭、教諭又は養護教諭をもって充てるとされており、実際には、養護教諭がその職に充てられているケースが多いものと考えられる。
- 養護教諭は、学校保健に関し、他の教諭等にはない専門性を有していることから、保健主事としての役割を適切に担うことができると考えられる一方で、必ずしも養護教諭でなければ保健主事としての役割を担うことができない訳でもなく、場合によっては、養護教諭とは別の者を保健主事とすることで、養護教諭との連携による効果的な対応が可能となることも考えられる。
- このため、慣例的に養護教諭を保健主事に充てるのではなく、校長等の管理職が、校内全体の業務分担体制を把握した上で、学校保健活動をより効果的に機能させるという観点から保健主事を選任することが不可欠である。

Ⅲ 栄養教諭に担うことが求められる職務について

栄養教諭については、文部科学省により平成 29 年 3 月に取りまとめられた「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育～チーム学校で取り組む食育推進の PDCA³」において、現状において栄養教諭が担っている職務ごとに、栄養教諭の役割や他の教職員の関わり等について整理されている。この取りまとめにおける考え方は、基本的には現在も当てはまるものであり、以下においては、それらの考え方を踏襲した上で、栄養教諭に担うことが求められる職務に関し、その具体的な業務の実施に当たって留意すべき事項を整理することとする。

上記Ⅱの養護教諭と同様、これらの職務については、栄養教諭が校内の中心的な役割を果たすべきものと、他の教職員との役割分担の中で適切な役割を果たすべきものとに分類され、基本的な方向性としては、前者としては下記のう

³ 「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育～チーム学校で取り組む食育推進の PDCA～」(平成 29 年 3 月文部科学省)
https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/l385699.htm

ち③、④及び⑤が、後者としては下記のうち①及び②が該当するものと考えられるが、具体には、地域の実情等に応じて各教育委員会や学校ごとに定められるべきものとなる。

なお、栄養教諭については、いずれの学校種においても必置とはされておらず、その任用・配置の状況は、議論の取りまとめにあるとおりとなっている。このため、現状においては、栄養教諭が配置されていない学校も少なからずあるが、そういった学校においても、以下に掲げる職務（特に食に関する指導）について、他の学校や教育委員会等に配置され、当該学校を担当する栄養教諭が必要な指導・助言等を行うことが望ましい。

また、養護教諭は、校内に設置された保健室を主たる勤務場所とする一方で、栄養教諭は、当該学校の給食の実施方式により、主たる勤務場所が校内ではない場合もあるが、以下に掲げる職務の具体の実施方法の検討や他の教職員との役割分担の明確化等を行うに当たっては、栄養教諭の勤務場所の観点も含めて、服務監督権者である教育委員会等や校長等の管理職が適切に判断することが必要である。

<食に関する指導>

① 給食の時間における食に関する指導

- 学校給食は、児童生徒等に望ましい食習慣を育成し、食事を通して人間関係をよりよくするために、効果的な教材であり、年間を通じた計画的・継続的な指導を行うことが重要である。
- 給食の時間における食に関する指導は、基本的には、学級担任等が実施することとなるが、栄養教諭は、教育効果をより高めるために、その専門性を生かして、学級担任等が作成する指導計画や指導内容・方法への助言や給食指導の際に活用できる共通的（汎用的）な資料の作成・提供等を行うことが考えられる。
- このほか、栄養教諭は、他の教諭等とは異なる専門性を有することから、その立場で、児童生徒等に対して直接指導することも効果的であり、服務監督権者である教育委員会等や校長等の管理職は、栄養教諭の勤務場所等、服務上の配慮・措置を適切に実施することが必要である。一方で、栄養教諭が複数校を担当している又は主たる勤務場所が校内ではない等の場合において、一人の栄養教諭が全ての学年・学級等を対象に指導を行うことは現実的ではない。また、栄養教諭が配置されている場合においても、全ての学年・学級等を対象に継続的に体系的な指導を行うことは時間的な制約が生じることとなる。

- このため、直接児童生徒等に対して指導を行う場合には、指導計画に位置付けた上で、効果的なポイント・タイミングで実施することが不可欠であり、そのためには、学級担任等との密接な連携が不可欠となる。
- また、双方向のやり取りに制約は生じるものの、ICTを活用することで、同じ学校は勿論、異なる学校であっても、複数の学級に対して同時に指導することが可能であり、積極的な活用を検討すべきである。

② 各教科等における指導への参画

- 栄養教諭は、他の教諭等とは異なるバックグラウンドのもと、その職務の遂行を通じて、他の教諭等とは異なる専門性を備えており、その専門性を各教科等における指導に活用することは、児童生徒等への教育効果等の観点からも有効であることが考えられる。
- 食に関する指導については、学習指導要領上、体育科（保健体育科）や家庭科（技術・家庭科）、特別活動のほか、その他の教科等においてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとされている。一方で、食に関する指導を効果的に実施していくためには、これらの教科等を俯瞰した上で、食に関する指導として指導内容を体系的に構築する必要があり、栄養教諭は、各教科等の教諭等の協力を得て、教科等ごとの指導内容を検討し、指導計画上に位置付けるとともに、食に関する指導について、学校教育活動全体におけるマッピングを行い、可視化していくことが求められる。
- また、栄養教諭が行う業務としては、他の教諭等とのチーム・ティーチングで各教科等における指導に参加しないしは協力することのほか、他の教諭等が授業等で使用できる教材を作成すること等も想定される。
- 食に関する指導の実施に当たっては、その位置付けやねらい、目的等について、授業等を担当する他の教諭等が作成する指導計画上において明確にしておくことが必要である。その意味で、当該職務は、他の教諭等が主体となって担う職務の教育効果等を向上させるための補充的なものとなるが、栄養「教諭」としての役割を体現するものでもあるため、栄養教諭としても、その専門性を生かして、積極的に指導に参画し、食に関する指導の機会を充実していくことが求められる。

③ 食に関する健康課題のある児童生徒等への個別的な相談・指導

- 偏食や肥満・痩身、食物アレルギーなど、食に関する健康課題のある児童生徒等は増加傾向にあると指摘されており、栄養教諭は、議論の取りま

とめで述べたように、各学校において、児童生徒等の食に関する課題に責任を有する立場として、これらの課題の改善に向けて、その専門性を生かして、学級担任等や養護教諭、場合によっては、学校医等とも連携した上で、きめ細かな指導・助言を行っていくことが求められる。

- これらは、学校給食法第10条（学校給食を活用した食に関する指導）のほか、学校保健安全法第8条（健康相談）及び第9条（保健指導）にも位置付けられ得るものであり、上記Ⅱ（1）⑦及び⑧で述べたように、校長等の管理職の管理・監督のもとで、養護教諭等と適切な役割分担の中で取組を進めていくことが重要であるとともに、上記①と同様、サービス監督権者である教育委員会等や校長等の管理職において、サービス上の配慮・措置を適切に実施することが必要である。
- 個別的な相談・指導は、栄養学等の専門的な知識に基づいた対応が必要であり、栄養教諭は、その専門性を生かして、児童生徒等への日常的な相談・指導に対応する学級担任等を支援するとともに、特に高い専門性が求められ、学級担任等だけでは十分な対応が困難なケースに対応するなど、栄養教諭が、他の教職員と連携しながら、個々の児童生徒等の状況を把握し、必要に応じて学校医等の協力を得るなど、校内体制の中で中心的な役割を果たす必要がある。
- その際、児童生徒等に対して直接指導することのほか、食に関する健康課題については、家庭での食生活や生活習慣と密接に関係しており、その解消に向けては、家庭の役割が多くを占めることから、保護者等への働きかけを行い、保護者等の理解・協力を得ながら、児童生徒等が学校生活を送る上で必要な範囲で進めることが必要である。
- また、保護者等への対応については、その児童生徒等が置かれている状況にも依るものの、日常的に児童生徒等と接している学級担任等を中心に行うことが適当であり、栄養教諭は、児童生徒等に対してと同様、専門的な立場から、学級担任等を支援するとともに、特に高い専門性が求められ、学級担任等だけでは十分な対応が困難なケースに対応すること等が求められる。

<学校給食の管理>

学校給食の管理は、食に関する指導と並ぶ、栄養教諭の職務の柱の一つとなる。また、学校給食の管理に、栄養教諭及び学校栄養職員以外の他の教職員が関与することは想定されないものの、逆に、本来、学校給食の管理に含まれない業務まで、栄養教諭に委ねられているのではないかという指摘もあるため、他の教職員との役割分担を明確にした上で対応することが必要である。

具体的には、学校給食の栄養管理は、栄養教諭の職務であることは当然であるが、献立作成を越えて、食材の調達に係る契約手続きや、学校給食の調理そのものまで栄養教諭が担っているケースが散見される。これらの業務は、栄養「教諭」の本務としては必ずしも適切ではないため、見直しを行うことが望ましい。

④ 栄養管理（献立作成）

- 学校給食摂取基準や食品構成に配慮した献立の作成、食事状況調査や残食調査等を通じて適切な栄養管理を行うことは、栄養教諭の重要な業務となる。
- このうち、献立の作成に当たっては、栄養教諭の専門性を生かし、学級担任等による給食指導をはじめとする食に関する指導も見据えた上で、多様な食品を適切に組み合わせることが必要となる。
- 一方で、摂取エネルギーや栄養バランス、アレルギーの有無など、様々な要素を踏まえる必要があることから、ソフトウェアやアプリを活用して、事務の効率化を図るべきである。
- また、栄養教諭が配置され、自校調理方式の学校においても、必ずしも学校ごとに独自の献立を作成する必要性はないものと考えられるため、地域や学校の実情に応じ、複数校による共通献立の作成等も検討すべきである。これにより、栄養教諭の物理的な時間的余裕が確保され、食に関する指導の充実にもつながり得るものと考えられる。

⑤ 学校給食衛生管理基準に基づく衛生管理（管理、分析、確認、指導・助言）

- 栄養教諭は、学校薬剤師等の協力を得て、日常的に又は定期的に点検・検査を行い、学校給食施設・設備について、衛生管理上問題のある場合には、校長等に報告し、必要な措置が講じられるようにすることが求められる。
- 具体的には、栄養教諭は、学校給食衛生管理基準に基づき、学校給食調理場における衛生管理責任者として、その施設・設備や食品、学校給食調理員の衛生管理を担当することが必要となるが、その際には、実際の調理を担う学校給食調理員との業務内容の整理・分担や ICT の活用等により、業務の効率化を図ることが重要である。
- また、学級担任等が児童生徒等に対して、衛生的な配食や異物混入防止等の衛生管理に関する指導を行う際には、栄養教諭が、専門性を生かして、指導・助言を行うことも必要である。